

◎総合特別区域法の一部を改正する法

律

(平成二五年六月二一日法律第五三号)

一、提案理由(平成二五年五月二七日・衆議院内閣委員会)

○新藤国務大臣 このたび、政府から提出いたしました総合特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

総合特別区域制度は、地方公共団体が、地域の特性を最大限活用し、かつ、地域の関係者と相互に密接な連携を図りつつ、みずからの判断と責任で主体的に行う取り組みにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とするものであります。国は、これらの取り組みを行う地域に対し、必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるものであります。

これまで、国と総合特別区域の指定を受けた地方公共団体は、総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等について協議を行ってまいりました。

今般、この協議の結果に基づき、総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、この法律案を提出す

総合特別区域法の一部を改正する法律

る次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国有財産法の特例として、国際戦略総合特別区域において先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供する場合には、各省各庁の長はその所管する普通財産である建物等であつてその売却につき買い受け人がないこと等の要件に該当するものを指定地方公共団体に譲与することができるとしております。

第二に、海上運送法の特例として、国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う旅客不定期航空事業を営む者については、旅客不定期航空事業者の禁止行為に係る規定を適用しないこととしております。

第三に、道路運送車両法の特例として、国際戦略総合特別区域において農業を営む者が使用するものとして指定地方公共団体が指定する家用貨物自動車について、指定点検整備事業者の交付した点検整備済み証を添付して申請があつた場合は、当該家用貨物自動車の自動車検査証の有効期間を伸長することとしております。

第四に、地域活性化総合特別区域における特産酒類の製造事

業に係る酒税法の特例に関し、果実酒またはリキュールに使用することができる原料の追加を行うこととしております。

第五に、国際戦略総合特別区域において産業の国際競争力の強化に特に資する事業の用に供する施設または設備の新増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年五月二八日)

○平井たくや君 ただいま議題となりました総合特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、十七日新藤田

務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

同月二十二日、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五党派共同提案により、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国際戦略総合特別区域計画について認定を受けた場合は、構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用すること、地域活性化総合特別区域計画に関し国際戦略総合特別区域計画の修正と同様の改正を行うこと、構造改革特別区域法と重複する規制の特例措置の一部を削除すること等を内容とする修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、二十四日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、総合特別区域法の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年五月二二日)

○後藤(祐)委員 ただいま議題になりました総合特別区域法

の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から、当該計画について認定を受けた場合において、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとするとしております。

第二に、地域活性化総合特別区域計画に関し、第一の国際戦略総合特別区域計画と同様の改正を行うこととしております。

第三に、構造改革特別区域法に同種の定めのある規制の特例措置である酒税法の特例等について、重複を避けるために、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置から削除することとしております。

第四に、修正に係る規定の施行日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとし、その他所要の規定を整備することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月二四日)

総合特別区域法の一部を改正する法律

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、速やかに、関係各府省との協議を行い、その実現を図るよう取り組むこと。

二 規制改革の突破口となる構造改革特区制度については、近年提案件数が減少傾向にあることを踏まえ、案件の掘り起こしに努めるとともに、可能なものについては全国に展開させるよう努めること。

三、参議院内閣委員長報告(平成二五年六月一七日)

○相原久美子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うものとなっております。

なお、衆議院におきまして、国際戦略総合特別区域計画及び

地域活性化総合特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加、認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置の一部の削除等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、総合特区制度の効果、成長戦略における総合特区制度の位置付け、国有財産法の特例措置を全国展開することへの見解等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年六月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 内閣総理大臣は、総合特別区域法に基づく国と地方の協議会において指定地方公共団体から出された新たな規制の特例措置の整備の提案については、関係各府省との協議を行い、速やかにその実現を図るよう取り組むこと。

二 総合特区制度、構造改革特区制度、復興特区制度が併存し

ている現状に鑑み、地方公共団体等の事務手続を効率化し、規制改革を一層推進するため、各制度における規制の特例措置の活用が寄せられた場合には、速やかに対応すること。

三 全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討すること。

右決議する。